

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における
感染拡大防止対策の変更について (通知)

標記について、令和3年9月28日付け青教ス第734号で、10月1日から当面の間の感染拡大防止対策について通知したところです。その後も県内では感染者が発生しておりますが、一時期より落ち着きを見せ、学校での感染拡大も確認されていないことを踏まえ、県立学校における10月19日(火)から当面の間の感染拡大防止対策について、下記のとおり変更することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について児童生徒及び保護者、教職員に周知するとともに、学校内での感染防止対策について万全を期すようお願いします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する可能性があることを申し添えます。

記

1 部活動について

(1) 活動日数

「運動部活動の指針(平成30年12月)」及び「青森県文化部活動の指針(令和元年8月)」に基づく日数の活動ができる。

(2) 対外試合

他校との試合(練習試合を含む。)については、県内(可能な限り同地区)の学校間に限定して、交流校との飲食(顧問同士も含む。)や宿泊を伴わない範囲で実施可能とする。

このほか、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟、日本中学校体育連盟及び全国中学校文化連盟並びに各競技団体等が主催する全国・東北大会等については参加可能とする。

なお、全国・東北大会等に県の代表として出場する選手又はチームについては、交流校との飲食(顧問同士も含む。)や宿泊を伴わない範囲で、当該大会に向けた県外の学校との試合(練習試合を含む。)も実施可能とする。ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。

【試合実施に当たっての留意事項】

① 一般的な事項

ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。(簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。)

イ 競技(運動)の間合や更衣室ではマスクを必ず着用すること。

ウ 声援、指示など大声を出さないこと。

- エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- カ 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。
- キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。
- ク 試合後2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

- ② 全国・東北大会に係る留意事項
別紙のとおり。

(3) 合宿

合宿（学校単独で行うものを含む。）は禁止する。

(4) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

2 外部人材の活用について

外部人材による指導を実施可能とする。ただし、実施に当たっては、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめるとともに、児童生徒と近距離で対話したり接触したりする活動を避け、万全の感染防止対策を講じること。さらに、外部人材に対して事前に健康チェックを依頼し、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は中止又は延期すること。

また、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

3 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)